

土壌汚染状況調査

Q7

土壌汚染対策法ではどのような場合に調査が必要となりますか？

土壌汚染対策法では以下に示す3つの場合に調査が必要となります。

- ① 有害物質使用特定施設の使用を廃止するとき
- ② 土壌汚染のおそれがある土地において 3,000 m²以上の土地の形質の変更を行うとき
- ③ 都道府県知事が土壌汚染によって健康被害が生じるおそれがあると判断したとき

①については法の第3条に規定されていることから3条調査と呼ばれます。「有害物質使用特定施設」とは、特定有害物質等を製造・使用・処理する水質汚濁防止法又は下水道法の特定施設のことです。この使用の廃止とは、特定施設そのものの廃止だけではなく、特定有害物質の使用を取り止めて特定施設を使用し続ける場合も含まれます。3条調査の調査義務は、有害物質使用特定施設の設置者ではなく、施設が設置されていた工場敷地の所有者に基本的にかかるものであることに注意が必要です。また、3条調査については、有害物質使用特定施設を廃止しても工場の操業を継続する等、不特定な第三者が出入りできない土地利用を継続する間は調査が猶予されます。調査猶予を受けている土地については、土地利用が変わって不特定な第三者が出入りできる状態になった際に、その時点の土地所有者に調査義務がかかることとなります。廃止した有害物質使用特定施設のうち8割程度について調査猶予を受けている状況でもあり、有害物質使用特定施設が設けられていた工場等の跡地を売買する際には調査義務が履行されているか調査猶予を受けているか確認することが必要です。

②については法の第4条に規定されていることから4条調査と呼ばれます。4条調査は法の対象範囲を拡げるために 2010(平成 22)年施行の改正法で追加された調査契機です。土地所有者等に対して 3,000 m²以上の土地の形質の変更を行おうとする場合の届出が義務付けられており、当該届出があった土地に対して都道府県知事が汚染のおそれの判断基準への該当の有無について確認し、該当する場合に土地所有者に対して調査命令が出されるという流れになっています。この届出義務違反も罰則の対象(Q30)であるため、土地所有者等は注意が必要です。

③については法の第5条に規定されていることから5条調査と呼ばれます。5条調査も4条調査と同様に都道府県知事から調査命令が出されます。5条調査はこれまでに5件しか実施されておらず、かつ、平成 20 年度以降は実施されていません⁴。土壌汚染対策法の3つの調査契機の中では極めて例外的なものといえます。

また、これらに加えて、土壌汚染対策法の調査契機に基づかずに、自主的に行った土壌汚染調査で汚染が見つかった時に、土地所有者等の意思で、要措置区域等として指定することを都道府県知事に申請することもできます(Q27参照)。

⁴「平成24年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」(平成 26 年3月) 環境省水・大気環境局